

平成23年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（農林水産省）

制度名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（農用地区域の内外の資産）	
税目（条文番号）	所得税、法人税（措法第37条第1項の表第7号、第37条の4、第65条の7第1項の表第7号、第65条の8、第65条の9、第68条の78第1項の表第7号）	
見直しの内容	<p>所得税は平成23年12月31日まで、法人税は平成23年3月31日までが適用期限となっている本措置について、延長要望を行わない。</p> <p>（制度の概要） 農用地区域外の土地等を譲渡し、農用地区域内の土地等を取得して、かつ、その取得の日から原則として1年以内に農業の用に供したとき又はその見込みがあるときは、譲渡所得の譲渡収入金額が買換資産の取得価格以下の場合に譲渡収入金額の80%（譲渡資産の譲渡収入金額が買換資産の取得価格を超える場合は取得価格の80%）に相当する部分について譲渡所得の課税の繰延べを認める。</p>	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	+9百万円 （-1百万円）
廃止又は縮減の理由	<p>租税特別措置の見直しに関する基本方針に基づき、検証した結果、</p> <p>① 制度創設から40年が経過していること、</p> <p>② 直近過去5年間の適用実績が減少傾向にあること、</p> <p>③ 過去3年間の適用実績の平均が年間約14件と低位であること</p> <p>から、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から、廃止することとする。</p>	